

飲酒運転は“犯罪”です！

◇道路交通法の一部が改正されました!(H19.9.19施行)

◎飲酒運転の罰則強化!

◎飲酒運転の

容認行為
助長行為

・車両を提供した人
・酒類を提供した人
・同乗した人

処罰の対象

酒酔い運転 → 5年以下の懲役^{または}100万円以下の罰金

酒気帯び運転 → 3年以下の懲役^{または}50万円以下の罰金



※ 酒酔い運転で人身事故を起こした場合

- ・最高10年6月以下の懲役
- ・相手への損害賠償
(任意保険の適用制限)
- ・失業…といった社会的制裁

山形県警察